

大情審答申第 318 号
平成 24 年 6 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年 8 月31日付け大生保生第397号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 6 月 22 日付け大生保生第 209 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 8 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「生野区生活支援の生活保護適用証明書・医療券を窓口請求とする根拠が、判る規定。」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

記

「生活保護業務のための生活保護の基礎知識や生活保護手帳及び生活保護手帳別冊問答集の中に、生活保護適用証明書と医療券の請求方法を定めた規定は存在しない。したがって、当該請求に係る文書については、作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 7 月 7 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分の取り消しを求める。
- 2 市民の声を用いて医療券の請求をした方が賢明と考え、市民の声により医療券の請求を行ったところ、医療券の郵送が停止され、来庁せよと言われたことがトラブルの原因である。
- 3 現に本件請求に対して本件決定がなされている。したがって窓口請求に係る規定は存在しない。窓口請求に係る規定が存在しないにもかかわらず、実際に医療券の発行を停止し、来庁を求めておきながら、実施機関理由説明書では窓口請求が来庁することを意味しないと記載している。
- 4 窓口請求が来庁することを意味しないのであれば、この間行っていた電話やファクシミリによる請求も窓口請求に当たるはずである。であれば、なぜ電話やファクシミリによる窓口請求を行ったのに2週間以上医療券が発行されなかったのか。
- 5 以上の事情からすると、窓口請求が来庁することを意味しないとする実施機関理由説明書の記載は虚偽である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求が行われた背景として、異議申立人からたびたび情報公開室（当時）を通じて市民の声で医療券や適用証明書発行の請求があったことから、生野区役所から送付した市民の声で請求するのではなく窓口（発行業務を行っている生野区役所）へ直接請求する旨を依頼した文書（以下「本件依頼文書」という。）について、異議申立人は直接窓口に来庁し請求するよう求めたものであると認識したことにあると思われる。本件依頼文書の内容については、窓口へ直接来庁し、請求するよう求めたものではなく、生野区役所の生活支援担当へ直接請求することを求めたものである旨を異議申立人に対して市民の声等により説明を行っているが、理解を得られていない。
そのため、実施機関としては、本件請求内容の「窓口請求とする」を「直接窓口に来庁し、請求しなければならない」と解し、本件文書の探索を行った。
- 2 医療券の発行手順については、健康福祉局生活福祉部保護課（当時）が作成した「生活保護の基礎知識 第3章 医療扶助運営要領」の項に医療扶助決定手続標準事務フローチャートとして示されている。標準事務フローチャートによると、最初に被保護者が保護の実施機関に医療扶助の申請を行い、保護の実施機関が医療券を発行することとなっているが、医療扶助の申請を「窓口請求に限る。」とした記述はない。
また、生活保護に基づく各種扶助に関する厚生労働省の取扱通知等を取りまとめた生活保護手帳の医療扶助運営要領にも、医療扶助の申請は「窓口請求に限る。」とした記述はない。

なお、異議申立人は「『現実に郵送を中断し、2週間発行しない。』市民の声 No. 1101-11231-001-01（区）と No. 1120-20090-001-01（局）」を本件異議申立ての理由としている。しかし、いずれの市民の声の回答においても、本件依頼文書の趣旨を説明している。

- 3 したがって、上記1及び2に記載のとおり、実施機関は本件文書については、作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 本件決定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、本件依頼文書において、「医療券や適用証明書発行について、直接窓口に来庁し、請求するよう求められている。」と解し、本件文書を求めている。

一方、実施機関は、前記第4の2に記載のとおり、医療扶助決定手続標準事務フローチャート及び生活保護手帳の医療扶助運営要領（以下「本件関連文書」という。）に、医療券や適用証明書の発行について「窓口請求に限る。」とした記述が存在しないことから本件決定を行った旨を主張している。

- (2) 実施機関に確認したところ、医療券や適用証明書発行に係る一般的な事務手続にあたっては本件関連文書をもとに行うものであるとのことであった。そこで、当審査会において本件関連文書を確認したところ、医療券や適用証明書発行について「窓口請求に限る。」とした記述は確かに存在しなかった。

- (3) したがって、本件文書が存在しないとして行った本件決定自体は妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 27 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 8 月 31 日	諮問
平成 23 年 12 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 1 月 25 日	異議申立人から意見書の提出及び異議申立人意見陳述
平成 24 年 2 月 13 日	実施機関理由説明
平成 24 年 3 月 14 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 5 月 28 日	審議 (答申案)
平成 24 年 6 月 11 日	審議 (答申案)
平成 24 年 6 月 27 日	答申